



富士市では、市民サービスの向上を目指して約2,430人（平成20年11月1日現在）の職員が各分野で働いています。皆さんに一層のご理解をいただけるよう、支給される給与や人事に関する仕事について公表します。なお、公表内容はすべて平成20年4月1日時点のものです。詳しい情報は、市ウェブサイトでもごらんになれます。

給与などの状況

職員給与費の状況 （平成20年度 普通会計予算）

職員数(A)	1,605人	
給与費	給料	65億9,497万6,000円
	職員手当	16億1,959万4,000円
	期末勤勉手当	28億4,726万6,000円
	合計(B)	110億6,183万6,000円
1人当たりの給与費(B/A) 689万2,000円		

職員手当とは扶養手当、住居手当などの諸手当で、退職手当は含まれていません。

人件費の状況 （平成19年度 普通会計決算）

歳出総額(A)	754億6,833万6,000円
人件費(B)	148億 806万7,000円
人件費の比率(B/A)	19.6%
平成18年度の人件費の比率 20.2%	
普通会計の人件費には、市長や議員などに支給される給料・報酬などが含まれています。	

平均給料月額、平均年齢 （平成20.4.1現在）

一般行政職	34万9,400円(42.0歳)
技能労務職	31万8,700円(43.2歳)

一般行政職は、一般行政事務に従事する事務・技術職員をいい、技能労務職は清掃業務員・給食調理員などをいいます。

経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 （平成20.4.1現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	27万5,794円	33万3,605円	37万7,148円
	高校卒	22万1,000円	29万2,071円	34万5,950円
技能労務職	高校卒	18万6,300円	23万7,125円	32万2,600円

職員の初任給の状況 （平成20.4.1現在）

		富士市	国
一般行政職	大学卒	17万8,800円	I種 18万1,200円 II種 17万2,200円
	高校卒	14万4,500円	III種 14万 100円
技能労務職	高校卒	14万4,500円	13万7,200円

退職手当の状況 （平成19年度普通会計決算）

区分	富士市			国	
	自己都合退職	勸奨退職	定年退職	自己都合退職	勸奨・定年退職
勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分	
25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分	
35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分	
最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分	
1人当たりの平均金額	297万円	2,696万1,000円	2,796万4,000円	—	
平均年齢	36.6歳	55.7歳	60歳	—	

勸奨退職の場合は、国と同じく定年前早期退職特別措置（2～20%加算）があります。

特別職の給料・報酬の状況 （平成20.4.1現在）

区分	月額	期末手当
給料	市長	100万円
	副市長	81万円
報酬	議長	63万円
	副議長	56万5,000円
	議員	50万円
		6月期 2.15月分 12月期 2.35月分 計 4.5月分 (役職加算20%)

(月額)は平成8.1.1改定)

一般行政職の級別職員数などの状況 （平成20.4.1現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	合計
標準的な職務	主事補 技師補	主事 技師	上席主事 上席技師	主査	主幹	統括主幹 参事補	課長 参事	課長	部長	
職員数(男)	59人(39人)	127人(96人)	114人(84人)	219人(156人)	112人(89人)	111人(99人)	107人(104人)	14人(14人)	13人(13人)	876人
(女)	(20人)	(31人)	(30人)	(63人)	(23人)	(12人)	(3人)	(0人)	(0人)	
構成比	6.7%	14.5%	13.0%	25.0%	12.8%	12.7%	12.2%	1.6%	1.5%	100.0%

問い合わせ 人事課

人事に関して ☎55-2711
 給与に関して ☎55-2712
 福利厚生に関して ☎55-2713
 研修に関して ☎55-2714

☎53-6669

✉ jinji@div.city.fuji.shizuoka.jp



定員の状況

(単位：人 各年4.1現在)

部門 区分	一般行政部門										特別行政部門			公営企業等部門					合計
	議会	総務企画	税務	民生	衛生	労働	農林水産	商工	土木	小計	教育	消防	小計	病院	水道	下水道	その他	小計	
職員数	H19 12	209	84	301	168	4	38	21	189	1,026	320	265	585	514	43	48	66	671	2,282
	H20 12	269	83	298	166	4	37	23	187	1,079	270	266	536	515	41	47	59	662	2,277
差引	0	60	△1	△3	△2	0	△1	2	△2	53	△50	1	△49	1	△2	△1	△7	△9	△5

職員数は市長や副市長などの特別職以外の職員数であり、休職者や派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

福利厚生の状況

定期健康診断の状況

(平成19年度)

区分	市長部局	教育委員会	中央病院	計
対象者	1,338人	249人	494人	2,081人
受診者	1,329人	248人	494人	2,071人
受診率	99.3%	99.6%	100%	99.5%

公務災害などの認定状況

(平成19年度)

区分	市長部局	教育委員会	中央病院	計
公務災害	14件	4件	24件	42件
通勤災害	1件	0件	0件	1件
計	15件	4件	24件	43件

そのほかの主な福利厚生事業

ライフプラン事業

職員の生涯生活設計(ライフプラン)の意識啓発を図るため、58歳を対象に「退職準備型」、50歳を対象に「生涯生活充実型」、30～40歳代を対象に「生活創造型」のセミナーを開催しました。

被服の貸与

職員の公務能率の向上を図るため、職員に対し作業服などの被服貸与を行いました。

職員互助会の運営

地方公務員法第42条と富士市職員互助会設置条例に基づき互助会を設置し、職員の福利厚生事業を実施しています。なお、富士市職員互助会は、職員の会費と市などの助成金で運営されています。

職員互助会助成金 7,055万7,273円

内訳 (市助成金 5,771万9,171円)
 (他企業会計等助成金 1,283万8,102円)

公平委員会の状況

公平委員会とは、地方公共団体職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための機関です。

富士市と岳南排水路管理組合は、地方公務員法第7条第4項の規定により、共同で公平委員会を設置しています。

公平委員会の権限は、地方公務員法第8条第2項により、おおむね次のように定められています。

- 職員の給与や勤務時間、そのほかの勤務条件に関する要求を審査・判定し、必要な措置をとること
- 職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する議決や決定をすること
- 職員の苦情を処理すること

公平委員会の業務の状況

(平成19年度)

業務の種類	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件

研修の状況

(平成19年度)

区分	対象職員・人数	主な内容
基本研修	新規採用職員、昇任者など 1,153人	政策形成研修、マネジメントに関する研修など
専門・特別研修	受講希望者など1,690人	法律講座、講演会など
派遣研修	専門知識・技能の習得を要する職員 118人	市町村アカデミーなどの外部研修機関へ派遣
海外調査研究	2人	先進事例の調査研究
自己啓発支援	146人、12グループ	通信研修、自主研究